

南相馬鹿島サービスエリア周辺開発事業

基本契約書（案）

令和●年●月●日

福島県南相馬市

南相馬鹿島サービスエリア周辺開発事業 基本契約書（案）

南相馬鹿島サービスエリア周辺開発事業（以下「本事業」という。）に関して、南相馬市（以下「市」という。）と、●●（以下「代表企業」という。）を代表企業とする●●グループ（以下「優先交渉権者」という。）の各構成企業（以下総称して「構成企業」という。）及び●●（以下「SPC」といい、構成企業とSPCを総称して「事業者」という。）は、以下のとおり合意し、本基本契約書（以下「本基本契約」という。）を締結する。

前 文

市は、本事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の趣旨に準じたDBO（設計、建設、維持管理・運営一括発注：Design Build Operate）方式による事業として実施するため、令和8年8月25日に「南相馬鹿島サービスエリア周辺開発事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。市は、実施方針に対する意見等を踏まえ、本事業をDBO方式による事業として実施することが適切であると認め、PFI法第7条に規定される特定事業に準じる事業として選定した上で、本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、令和8年10月26日に「南相馬鹿島サービスエリア周辺開発事業 募集要項」及び募集要項と一体となる本事業に係るその他の資料を公表した。市は、募集要項等（第2条に定義される。）に従い、●●を代表企業とする●●グループの本件提案（第2条に定義される。）に基づき、同グループを優先交渉権者として決定した。優先交渉権者は、市との間で、本事業に関し、令和●年●月●日付けで基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結し、また、構成員（第2条に定義される。）は、基本協定第4条（SPCの設立）の規定に従い、維持管理・運營業務（第2条に定義される。）を行わせるために、SPCを設立した。市及び事業者は、本事業の実施に関し、次のとおり合意する。なお、かかる合意は、市及び事業者が、本事業に関する設計業務委託契約（第2条に定義される。）、建設工事請負契約（第2条に定義される。）、維持管理・運営協定（第2条に定義される。）、定期建物賃貸借契約（第2条に定義される。）及び事業用定期借地権設定契約（第2条に定義される。）を締結するに当たり、本事業の全般にわたる事項や本事業に係る当事者間の基本的了解事項について確認するための基本合意である。本基本契約は、設計業務委託契約、建設工事請負契約、維持管理・運営協定、定期建物賃貸借契約及び事業用定期借地権設定契約とともに不可分一体のものとして特定事業契約等（第2条に定義される。）を構成する。

第1条（目的）

本基本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本基本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 維持管理・運営協定 市とＳＰＣの間で締結される本公共施設の維持管理・運営業務に関する維持管理・運営協定をいう。
- (2) 維持管理・運営業務 本公共施設の開館準備業務、維持管理業務、運営業務及び附帯事業を総称していう。
- (3) 維持管理企業 構成企業のうち維持管理業務を実施する企業である●●をいう。
- (4) 維持管理業務 本公共施設の維持管理業務をいい、詳細は要求水準書及び本件提案に基づき維持管理・運営協定において定める。
- (5) 運営企業 構成企業のうち運営業務を実施する企業である●●をいう。
- (6) 運営業務 本公共施設の運営業務をいい、詳細は要求水準書及び本件提案に基づき維持管理・運営協定において定める。
- (7) 開館準備業務 本公共施設の開館準備に関する業務をいい、詳細は要求水準書及び本件提案に基づき維持管理・運営協定において定める。
- (8) 既存施設改修運営事業 ＳＰＣが、定期建物賃貸借契約により市の所有する本既存施設を一括して借り受けるとともに本件提案に応じてこれを改修し、自ら又はテナント等に貸し付ける等して行う事業を総称していう。
- (9) 協力企業 構成企業のうち、市又はＳＰＣから直接業務を受託し又は請け負うことを予定しており、かつＳＰＣへの出資を予定しない企業である●●及び●●をいう。
- (10) 建設企業 構成企業のうち建設業務を実施する企業である●●をいう。
- (11) 建設業務 本公共施設の建設に関する業務をいい、詳細は要求水準書及び本件提案に基づき建設工事請負契約において定める。
- (12) 建設工事請負契約 市と設計・建設ＪＶの間で締結される本公共施設の建設業務に関する建設工事請負契約をいう。
- (13) 工事監理企業 構成企業のうち工事監理業務を実施する企業である●●をいう。
- (14) 工事監理業務 本公共施設の工事監理に関する業務をいい、詳細は要求水準書及び本件提案に基づき設計業務委託契約において定める。
- (15) 構成員 構成企業のうち、市又はＳＰＣから直接業務を受託し又は請け負うことを予定しており、かつＳＰＣへの出資を予定する企業である●●及び●●をいう。
- (16) 事業期間 別紙１記載の事業日程の始期から終期までをいう。ただし、維持管理・運営協定に基づく維持管理・運営業務の終期が変更された場合は当該変更後の終期を終期とする。
- (17) 事業用定期借地権設定契約 市とＳＰＣの間で締結される本民間収益施設が整備される市所有の土地に係る事業用定期借地権設定契約をいう。
- (18) 成果物 各種計画書、報告書、図面及びその他事業者が特定事業契約等又は市の請求により市に提出した一切の書類、図面、写真、映像等を総称していう。

- (19) 設計企業 構成企業のうち設計業務を実施する企業である●●をいう。
- (20) 設計・建設 J V 設計企業と建設企業による共同企業体をいう（設計企業と建設企業が同一企業の場合を含む。）。
- (21) 設計業務 本公共施設の設計に関する業務をいい、詳細は要求水準書及び本件提案に基づき設計業務委託契約において定める。
- (22) 設計業務委託契約 市と設計・建設 J V の間で締結される設計業務及び工事監理業務に関する業務委託契約をいう。
- (23) 定期建物賃貸借契約 市と S P C の間で締結される本既存施設に係る定期建物賃貸借契約をいう。
- (24) 特定事業契約等 本基本契約、設計業務委託契約、建設工事請負契約、維持管理・運営協定、定期建物賃貸借契約及び事業用定期借地権設定契約を総称していう。
- (25) 特定条例等変更 事業者にのみ適用され、他の者に適用されない条例等の変更、又は事業者に不当な影響を及ぼす市が行う条例等の変更をいう。
- (26) 不可抗力 暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒じょう、騒乱、暴動その他人為的な現象の他、疫病や感染症等のこれら以外の事由のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（要求水準書及び設計図書で水準が定められている場合は、その水準を超えるものに限る。事業者が、善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できない第三者による損害を含む。）であって、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。ただし、法令等の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- (27) 法令等 日本の条約、法律、政令、省令、規則、条例、ガイドライン、告示、判決、決定、命令、仲裁判断、通達及びその他の関係当局の法令解釈であって一般に入手可能なものをいう。
- (28) 募集要項等 令和 8 年 1 0 月 2 6 日付け南相馬鹿島サービスエリア周辺開発事業募集要項及びその添付資料（別紙及び要求水準書を含む。）など公募時に示した資料（その後優先交渉権者選定までに公表されたそれらの修正及び質問への回答を含む。）をいう。
- (29) 本件提案 優先交渉権者が令和●●年●●月●●日付けで提出した本事業に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として優先交渉権者が本基本契約締結日までに市に提出して受理されたその他一切の文書をいう。
- (30) 本既存施設 常磐自動車道南相馬鹿島サービスエリアの利活用拠点施設として市で整備し平成 27 年に供用開始となった「セデッテかしま」をいう。
- (31) 本公共施設 本事業で整備する野馬追伝承・体験施設本体及び牧場（野馬追伝承・体験施設本体に付属するものに限る。）並びにそれらの建築設備、附帯設備、植栽・外構等を総称していう。
- (32) 本施設 本公共施設、本既存施設及び本民間収益施設を総称していう。
- (33) 本事業計画 事業者が作成し、市に対して提出し、市が承諾した本事業に係る事業計画（原則として、事業者が本件提案として市に対して提出した事業計画とする。）をいう。
- (34) 本事業用地 ●●をいう。【備考：提案内容を踏まえて規定する想定です。】

- (35) 本指定 S P Cを本公共施設の指定管理者として指定することをいう。
- (36) 本民間収益施設 民間収益施設整備運営事業により整備される施設をいう。
- (37) 民間収益施設整備運営事業 S P Cが、市から事業用定期借地権設定契約により本事業用地に借地権の設定を受け、本事業用地上に自ら所有する施設を整備し、自ら又は第三者に貸し付ける等して行う事業を総称していう。
- (38) 民間収益施設等担当企業 構成企業のうち既存施設改修運営事業及び民間収益施設整備運営事業を担当する企業である●●、●●及び●●をいう。

第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

事業者は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 市は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第4条（本事業の概要等）

本事業の事業日程は、別紙1記載の日程のとおりとする。

- 2 本事業において、事業者が行う業務の概要は、別紙2記載のとおりとし、事業者を構成する各当事者は、特定事業契約等、募集要項等及び本件提案に基づき、法令等を遵守の上で、当該当事者が遂行すべき業務を遂行するものとする。
- 3 事業者は、本基本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施にかかる一切の責任及び費用を負担するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、市は、別途定める内容に従い、募集要項等で定められる情報提供施設の運営に要する費用を負担するものとする。

第5条（役割分担）

本事業において、事業者を構成する各当事者は、それぞれ、募集要項等及び本件提案に従い、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負うものとし、自らが当事者となる契約に基づき、本事業を実施するものとする。

- (1) 〔設計・建設 J Vは、市から設計業務及び建設業務を請け負い、設計業務委託契約及び建設工事請負契約に基づき設計業務及び建設業務を自らの責任及び費用負担において履行する。〕【備考：設計業務及び建設業務のいずれについても一企業が担える場合には、共同体とする必要はなく、事業者による提案を踏まえて、契約締結前に記載を調整する想定です。第6条も同様です。】

- (2) 工事監理企業は、市から工事監理業務を請け負い、設計業務委託契約に基づき工事監理業務を自らの責任及び費用負担において履行する。

- (3) S P Cは、市から維持管理・運営業務を一括して受託し、維持管理・運営協定に基づき維持管理・運営業務の一切を自らの責任及び費用負担において履行する。なお、S P Cは、維持管理業務及び運営業務については、本公共施設の指定管理者として実施する。

(4) 維持管理企業は、S P C から開館準備業務及び維持管理業務を再受託し、本基本契約で別途定める場合を除き、当該再受託に関する契約に基づき S P C に対して開館準備業務及び維持管理業務を履行する。

(5) 運営企業は、S P C から運営業務を再受託し、当該再受託に関する契約に基づき S P C に対して運営業務を履行する。

(6) 〔民間収益施設等担当企業は、S P C から既存施設改修運営事業及び民間収益施設整備運営事業に係る業務を再受託し、当該再受託に関する契約に基づいて S P C に対して既存施設改修運営事業及び民間収益施設整備運営事業に係る業務を履行する。〕【備考：SPC が自ら既存施設改修運営事業及び民間収益施設整備運営事業に係る業務を履行する場合には不要となるため、事業者による提案を踏まえて、契約締結前に記載を調整する想定です。】

2 市は、本公共施設を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条第 1 項に規定する公の施設として設置し、南相馬市議会の議決を経て、S P C を維持管理業務及び運営業務の実施期間中の指定管理者に指定する（なお、市が南相馬市議会の議決の成立について保証するものではない。）。

〔第 6 条（共同企業体の組成）

各構成企業は、設計業務又は建設業務を、構成企業により市から受託し又は請け負う場合は、共同企業体を組成するものとし、当該共同企業体の組成及び運営に関し、市の認める内容の共同企業体協定書を締結の上、これを維持するものとする。

2 各構成企業は、前項に定めるところに従って協定書を締結した場合、速やかに、その写しを市に提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときは、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写し、その他変更内容を証する書面を市に対し提出するものとする。〕

第 7 条（S P C の運営）

構成員は、基本協定第 4 条の規定に基づき、維持管理・運営業務、既存施設改修運営事業及び民間収益施設整備運営事業を遂行させることのみを目的として、S P C を適法に設立したことを確認する。

2 S P C 又は構成員は、募集要項等、本件提案及び基本協定第 4 条（S P C の設立）第 1 項各号記載の要件を満たさなくなるような S P C の定款変更を行ってはならず、また、合併、株式交換、株式移転、会社分割又は事業譲渡その他会社の組織の変更を行ってはならない。

3 S P C は、登記事項、定款又は株主名簿が変更された場合には、変更後速やかに履歴事項全部証明書、定款の原本証明付写し又は株主名簿の原本証明付写しを市に提出する。

4 構成員は、本基本契約の有効期間中、次の各号の事項を誓約する。

(1) 構成員は、S P C の株主構成に関し、構成員及び市並びに●の議決権保有割合（新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合は希薄化前及び希薄化後の双方における議決権保有割合を意味する。以下同じ。）の合計を 1 0 0 % としなければならない。

(2) 構成員は、ＳＰＣが構成員の議決権保有割合に変動を生じさせる株式、新株予約権又は新株予約権付社債を新規発行しようとする場合には、市の書面による事前の承諾（市は、構成員に対する株式の新規発行等、本事業計画の遂行に支障がないと市が認める場合には、不合理に拒絶、留保又は遅延しないものとする。）を取得しなければならない。

(3) 構成員は、その保有するＳＰＣの議決権株式を継続して保有するものとし、市の事前の書面による承諾（市は、構成員間におけるＳＰＣの株主構成を変動させない譲渡等、本事業計画の遂行に支障がないと市が認める場合には、不合理に拒絶、留保又は遅延しないものとする。）がある場合を除き、議決権株式並びに議決権株式を対象とする新株予約権及び新株予約権付社債（以下「議決権株式等」という。）について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。以下「譲渡等」という。）を行ってはならない。

(4) 構成員は、市又は●の要請があった場合には、ＳＰＣをして、市及び●（要請した者に限る。）の出資（議決権保有割合の１０％とする。）を受け入れさせ、市が指名する者１名をＳＰＣの取締役を選任させるものとする。

(5) 構成員は、ＳＰＣが特定事業契約等に従って本事業を遂行していない場合、特定事業契約等に規定される解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合、市の要求に従って、市とＳＰＣとの協議に参加し、ＳＰＣに関する情報を市に提供しなければならない。

5 構成員は、市の事前の書面による承諾を得て構成員に変更が生じた場合には、当該構成員を、基本協定第５条（ＳＰＣの株主）第３項に基づき締結した株主間契約の当事者に含める旨の変更を行い、変更後速やかに、変更後の株主間契約の原本証明付写しを市に提出しなければならない。

6 構成員は、市の事前の書面による承諾を得てＳＰＣの議決権株式等を第三者に譲渡等する場合には、予め当該第三者をして、本基本契約に基づく当該構成員の権利義務を承継させなければならない。

第８条（特定事業契約等）

設計・建設ＪＶは、設計業務及び建設業務に関し、市との間で、募集要項等及び本件提案の内容に従った設計業務委託契約及び建設工事請負契約を、〔本基本契約の締結日付け又は市及び設計・建設ＪＶが別途合意する日付け〕で締結する。

2 ＳＰＣは、維持管理・運營業務に関し、市との間で、募集要項等及び本件提案の内容に従った維持管理・運営協定を〔本基本契約の締結日付け又は市及びＳＰＣが別途合意する日付け〕で締結する。

3 ＳＰＣは、開館準備業務及び維持管理業務に関し、維持管理企業との間で、本基本契約で別途定める場合を除き、募集要項等及び本件提案の内容に従った開館準備業務及び維持管理業務に係る再委託契約を、〔本基本契約の締結日付け又はＳＰＣ及び維持管理企業が別途合意する日付け〕で締結する。

- 4 S P Cは、運營業務に関し、運営企業との間で、募集要項等及び本件提案の内容に従った運營業務に係る再委託契約を、[本基本契約の締結日付け又はS P C及び運営企業が別途合意する日付け]で締結する。
- 5 S P Cは、既存施設改修運營業業に関し、市との間で、募集要項等及び本件提案の内容に従った定期建物賃貸借契約を、[●年●月●日]又はS P Cと市が別途書面により合意した日までに締結する。
- 6 S P Cは、民間収益施設整備運營業業に関し、市との間で、募集要項等及び本件提案の内容に従った事業用定期借地権設定契約を、[●年●月●日]又はS P Cと市が別途書面により合意した日までに締結する。
- 7 ●【備考：SPC が既存施設改修運營業業及び民間収益施設整備運營業業に係る業務を民間収益施設等担当企業に委託する場合には、当該委託に係る契約の締結を規定する想定です。】
- 8 特定事業契約等と募集要項等及び本件提案との間に矛盾抵触がある場合は、特定事業契約等、募集要項等、本件提案の順にその解釈が優先する。ただし、募集要項等と本件提案の内容に差異があり、本件提案に記載された性能又は水準が、募集要項等に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で本件提案の記載が募集要項等の記載に優先する。
- 9 特定事業契約等相互間においては、本基本契約の規定は、別途明示的に合意した場合を除き、設計業務委託契約、建設工事請負契約、維持管理・運営協定、定期建物賃貸借契約及び事業用定期借地権設定契約の規定に優先する。

第9条（設計業務・建設業務）

設計業務及び建設業務の事業日程は、それぞれ別紙1第1項及び第2項記載のとおりとする。

- 2 設計業務及び建設業務の概要は、それぞれ別紙2第1項及び第2項記載のとおりとする。
- 3 設計・建設J Vは、設計業務委託契約、募集要項等及び本件提案の定めるところに従って、法令等を遵守の上で、設計業務を履行する。
- 4 設計・建設J Vは、建設工事請負契約、募集要項等及び本件提案の定めるところに従って、法令等を遵守の上で、建設業務を履行する。
- 5 設計業務又は建設業務の事業日程が、構成企業の責めに帰すべき事由により遅延したことに起因して事業者が損害又は増加費用が生じた場合、当該損害又は増加費用はすべて事業者が連帯して負担する。また、当該遅延に起因して市に損害又は増加費用が生じた場合（維持管理・運營業務の開始が遅延した場合を含む。）、事業者は連帯して当該損害又は増加費用を負担する。
- 6 前各項のほか、設計業務及び建設業務の詳細は、設計業務委託契約及び建設工事請負契約にそれぞれ定めるところによる。

第10条（維持管理・運營業務）

維持管理・運營業務の事業日程は、別紙1第3項記載のとおりとする。

- 2 維持管理・運營業務の概要は、別紙2第3項記載のとおりとする。

- 3 S P Cは、維持管理・運営協定、募集要項等及び本件提案の定めるところに従って、法令等を遵守の上で、指定管理者として本公共施設の維持管理・運営業務を履行する。
- 4 S P Cは、維持管理・運営業務を維持管理・運営協定、募集要項等及び本件提案の定めるところに従って維持管理企業及び運営企業に再委託する。当該再委託に係る契約が解除その他の事由の如何を問わず、事業期間の途中で終了する場合又はそのおそれを市が合理的に認めてS P Cに要請した場合には、事業者は、維持管理企業及び／又は運営企業に代わるS P Cから再委託を受けて維持管理・運営業務を遂行する者の候補者（ただし、募集要項等に定める維持管理企業及び／又は運営企業の参加資格条件の全てを満たすものとする。以下「後継維持管理・運営企業候補者」という。）を探索し、維持管理企業及び／又は運営企業に代わってS P Cから再委託を受けて維持管理・運営業務を遂行することにつき、後継維持管理・運営企業候補者から内諾を得た上で、後継維持管理・運営企業候補者の情報その他市が合理的に求める情報を開示して後継維持管理・運営企業候補者への維持管理・運営業務の引継ぎの検討を書面で市に打診することができる。
- 5 市は、前項後段の定めるところに従って後継維持管理・運営企業候補者への維持管理・運営業務の引継ぎを検討した結果、当該引継ぎの妥当性、必要性、許容性を合理的に認めた場合において、当該引継ぎが法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って許容されるときは、当該引継ぎを承諾する旨の通知をS P Cに行うものとする。当該通知を受領した場合、S P Cは、後継維持管理・運営企業候補者との間で、維持管理・運営業務の再委託に係る契約上の維持管理企業及び／又は運営企業の地位を後継維持管理・運営企業候補者に承継させる契約、又は、事業期間の残存期間に関する維持管理・運営業務の再委託に関する契約を締結することができ、S P C以外の事業者は、これに合理的な協力を尽くすものとする。
- 6 前各項のほか、維持管理・運営業務の詳細は、維持管理・運営協定及び要求水準書に定めるところによる。

第10条の2（開館準備業務の特則）

- 本基本契約の締結後、維持管理・運営協定の効力発生までの間、S P Cは、本基本契約、募集要項等及び本件提案の定めるところに従って、法令等を遵守の上で、開館準備業務を履行する。当該開館準備業務に係る対価は、維持管理・運営協定が効力発生した後に、維持管理・運営協定に基づき市からS P Cに対して支払われるものとする。
- 2 前項に定める開館準備業務に関する責任・危険分担については、本基本契約、募集要項等、本件提案の内容に従うものとする。当該責任・危険分担に関する事項に疑義がある場合又は本基本契約、募集要項等、本件提案に定めがない場合は、市及びS P Cの両方で協議の上、市及びS P Cの合意により責任・危険分担を決定する。
 - 3 市は、第1項に定める開館準備業務の適正を期するため、S P Cに対し、当該開館準備業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査することができる。市は、かかる報告及び実地調査により、S P Cに対して改善措置が必要な場合は是正を求めることができる。

- 4 S P Cは、第 1 項に定める開館準備業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本基本契約で定める場合又は当該開館準備業務の一部について、あらかじめ市の承認を得た場合は、この限りでない。

第 1 1 条（既存施設改修運営事業）

既存施設改修運営事業の事業日程は、別紙 1 第 4 項記載のとおりとする。

- 2 既存施設改修運営事業の概要は、別紙 2 第 4 項記載のとおりとする。
- 3 S P Cは、定期建物賃貸借契約、募集要項等及び本件提案の定めるところに従って、法令等を遵守の上で、既存施設改修運営事業を履行する。
- 4 市は、既存施設改修運営事業の検討、準備及び進行状況について、S P Cにいつでも確認し、又は関連する資料の提出を求めることができるものとし、S P Cは、民間収益施設等担当企業をしてこれに協力させるものとする。
- 5 S P Cは、自己の責任及び費用負担において、自ら又は民間収益施設等担当企業をして、既存施設改修運営事業を実行するにあたって、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施し、又は実施させる。S P Cは、市に対して、当該近隣対策の実施について、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 6 S P Cは、市の事前の書面による承諾がない限り、既存施設改修運営事業の変更又は本既存施設の改変を行うことができない。
- 7 市は、S P Cに対し、公共公益上必要と認めるものについて、合理的な範囲で既存施設改修運営事業に係る本事業計画の変更を求めることができる。本項に基づく市の請求を直接の原因として、S P Cに損害（通常損害に限り、逸失利益、拡大損害及び間接損害を含まない。）が生じた場合には、市は、S P Cに対して当該損害を賠償する。
- 8 既存施設改修運営事業から得られた収入は、S P Cの収入とする。ただし、S P Cは、定期建物賃貸借契約に基づいて、市に対し、固定貸付料に加え、既存施設改修運営事業から得られた収入に応じた変動貸付料を支払う。

第 1 2 条（民間収益施設整備運営事業）

民間収益施設整備運営事業の事業日程は、別紙 1 第 5 項記載のとおりとする。

- 2 民間収益施設整備運営事業の概要は、別紙 2 第 5 項記載のとおりとする。
- 3 S P Cは、事業用定期借地権設定契約、募集要項等及び本件提案の定めるところに従って、法令等を遵守の上で、民間収益施設整備運営事業を履行する。
- 4 市は、民間収益施設整備運営事業の検討、準備及び進行状況について、S P Cにいつでも確認し、又は関連する資料の提出を求めることができるものとし、S P Cは、民間収益施設等担当企業をしてこれに協力させる。
- 5 S P Cは、自己の責任及び費用負担において、自ら又は民間収益施設等担当企業をして、民間収益施設整備運営事業を実行するにあたって、法令等に基づき合理的に要求される範囲

の近隣対策を実施し、又は実施させる。ＳＰＣは、市に対して、当該近隣対策の実施について、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。】

- 6 ＳＰＣは、市の事前の書面による承諾がない限り、民間収益施設整備運営事業の変更又は本民間収益施設の改変を行うことができない。
- 7 市は、ＳＰＣに対し、公共公益上必要と認めるものについて、合理的な範囲で民間収益施設整備運営事業に係る本事業計画の変更を求めることができる。本項に基づく市の請求を直接の原因として、ＳＰＣに損害（通常損害に限り、逸失利益、拡大損害及び間接損害を含まない。）が生じた場合には、市は、ＳＰＣに対して当該損害を賠償する。
- 8 民間収益施設整備運営事業から得られた収入は、ＳＰＣの収入とする。ただし、ＳＰＣは、事業用定期借地権設定契約に基づいて、市に対し、固定貸付料に加え、民間収益施設整備運営事業から得られた収入に応じた変動貸付料を支払う。

第１３条（モニタリング）

市は、本事業の実施状況、及びその業績を監視するため、別紙３のモニタリング基本計画書（以下「モニタリング基本計画書」という。）に規定されるモニタリングを行い、モニタリング基本計画書に規定される措置をとることができるものとする。

- 2 事業者は、モニタリング基本計画書に規定されるモニタリングその他の事項及びその他必要な対応を実施するものとし、また、市によるモニタリングの実施について、自らの費用で協力し、モニタリング基本計画書に基づく市の要請等に従わなければならない。
- 3 市がモニタリングの実施及びその他本基本契約に基づき事業者の業務を確認し、若しくは承認又は承諾を与えたことのみをもって、事業者の本事業の実施の結果について責任を負担するものと解してはならない。
- 4 事業者は、本事業の履行状況を常に確認し、特定事業契約等に従った履行ができず、又はそのおそれがあると認めたときは、適切な措置をとり、本事業の実施に支障が生じないように努めなければならない。

第１４条（意図的に削除）

第１５条（リスク分担の原則）

本基本契約で別途定める場合を除き、事業者はその責任で本事業を実施するものとし、本事業において事業者が生じた収入の減少、費用の増加、その他損害・損失の発生については、すべて事業者が連帯して負担し、市はこれについて何らの責任も負担しない。

第１６条（不可抗力）

本基本契約締結日以降、不可抗力により本事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合、事業者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに市に対し通知しなければならない。

- 2 前項の通知があった場合又は市が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、市は、事業者とその対応方針について協議するとともに、当該協議開始から速やかに、事業者が本事業を継続するにあたって市による事業継続措置（事業継続措置の対象は本公共施設及び本公共施設に係る事業に限る。）の必要性があるか否かを判断し、これを事業者に対して通知する。
- 3 前項に基づき市が事業継続措置の必要性を認め、その旨の通知を事業者に対して行った場合、市は、自らの費用及び責任において、事業継続措置を実施する。なお、市が事業継続措置を実施したときは、事業者は、特定事業契約等に基づき、事業者が付保した保険契約にかかる保険金等を、市が受領することができるよう必要な措置を取らなければならない。この場合、市は、前項の通知から遅滞なく、事業者と協議のうえ、不可抗力からの本事業の復旧スケジュール（次項に基づき本基本契約上の履行義務が免責される場合には、当該履行義務を再開する日を含む。）を決定する。事業者は、当該保険契約にかかる保険金請求権について、金融機関等との間で担保権設定契約を締結する場合には、本条に基づいて当該担保権設定契約に基づく担保設定にかかわらず保険会社が直接保険金を市に支払うことにつき、金融機関等から同意を得ることを当該担保権設定契約の条件としなければならない。
- 4 不可抗力により、本事業の全部又は一部の停止が発生した場合（以下「不可抗力による障害」という。）には、市は、必要と認める範囲で、不可抗力による障害により、履行困難となった本基本契約上の義務について、当該不可抗力による障害が排除されるまで又は本基本契約解除までの期間について、事業者の履行義務を必要な範囲で免責することができる。ただし、本公共施設に係る事業については、市が前項の事業継続措置を実施したにもかかわらず、不可抗力による障害が発生した場合に限る。

第17条（法令等の変更）

法令等の変更（税制変更を含む。）により事業者が増加費用又は損害が生じるときは、事業者が当該増加費用又は損害を連帯して負担するものとする。ただし、法令等の変更のうち特定条例等変更（事業者の責めに帰すべき事由により当該特定条例等変更が行われた場合を除く。）により、事業者が増加費用又は損害が発生した場合、市は、当該増加費用又は損害について補償するものとする。

- 2 本基本契約締結日以降、法令等の変更により本事業の遂行が困難となった場合又はそれが見込まれる場合、事業者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに市に対し通知し、かかる法令等の変更に対する対応方針を報告しなければならない。

第18条（物価等の変動）

本基本契約締結日以降、物価等の変動により事業者が増加費用又は損害が生じるときは、市及び事業者は特定事業契約等の定めに従うものとする。

第19条（埋蔵文化財）

本事業の実施に伴い、本事業用地で発見され、かつ、現状のまま保存することができなくなった埋蔵文化財（文化財保護法第92条で定義される。以下同じ。）についてその記録保存のために実施する調査（以下「本発掘調査」という。）は、市と事業者が誠実に協議の上その範囲を確定し、市が実施するものとし、その費用負担は以下のとおりとする。ただし、以下の費用負担の定めは、市と事業者による別途の協議による合意を妨げるものではない。

- (1) 本公共施設の基礎的な造成、道路開発のための条件整備及び本公共施設の整備に関する費用は市が負担する。
- (2) 本既存施設の拡張工事及び本民間収益施設の整備等の前号記載の事項以外に関する費用は事業者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、市が本基本契約締結までに実施した試掘調査の範囲外の本事業用地で行われる本発掘調査又は本事業計画に基づき実施が必要とされる本発掘調査に関する費用は全て事業者の負担とし、これらの本発掘調査の実施に起因する一切の責任は事業者が負う（ただし、本事業の実施上やむを得ない場合を除く。）。
- 3 前二項の規定にかかわらず、市が本基本契約締結までに実施した試掘調査の内容及びその結果の事業者に対する開示が、市の責めに帰すべき事由により不十分であったことによって生じる本発掘調査の費用は市が負担する。
- 4 第1項に基づく本発掘調査の範囲の確定の過程で、追加の試掘調査が必要となった場合には、市は、自らの費用で試掘調査を実施し、事業者は追加の試掘調査の結果に照らして必要な範囲で本事業計画を変更することができる。この場合、市と事業者は、本事業計画の変更に伴う事業者による工事の遅延その他事業者が生じる追加の費用の負担等に関して誠実に協議を行う。
- 5 本発掘調査を実施した結果、本事業の遂行に重大な影響を及ぼす重要遺構等が発見された場合には、市と事業者は、必要となる措置及びその費用負担等について、誠実に協議する。
- 6 本条に定めるもののほか、市及び事業者の責めに帰すべき事由によらずに、本発掘調査の追加の実施が必要となった場合には、市と事業者は、必要となる措置及びその費用負担等について、誠実に協議する。

第20条（有効期間）

本基本契約の締結日から、事業期間の満了日の経過を以て効力を喪失するまで、本基本契約の各規定は市及び事業者を法的に拘束するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本基本契約以外の特定事業契約等の全てが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。
- 3 本基本契約の終了後も、本項、第22条（本基本契約終了による本公共施設等の取扱い）、第23条（事業期間中の本基本契約の解除又は終了の場合における前二条の適用）、第24条（市による本基本契約の解除）第4項、第25条（事業者による本基本契約の解除）第3項、第26条（不可抗力による本基本契約の解除）第2項、第27条（法令等の変更による本基本契約の解除）第2項、第28条（特定条例等変更による本基本契約の解除）第2項、第3

0 条（権利義務の譲渡の禁止）から第 3 5 条（第三者の知的財産権等の侵害等）、第 3 7 条（損害賠償等）、及び第 3 9 条（秘密保持等）から第 4 2 条（管轄裁判所）までの規定は有効とし、当事者を法的に拘束する。

第 2 1 条（本事業の引継ぎ）

事業期間の満了日の【3】年前の応当日から事業期間の満了日までの間、事業者は、市又は市の指定する第三者に本事業が円滑に引き継がれるよう、以下の内容を含む事業引継をしなければならない。

- (1) 事業者は、事業者の従業員について市又は市の指定する第三者が転籍での受け入れを希望する場合には、市の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を市又は市の指定する第三者に送付しなければならない。
 - (2) 事業者は、事業者が締結している契約及び維持している許認可等について市又は市の指定する第三者が承継を希望する場合には、市の指定する日までに、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を市又は市の指定する第三者に送付しなければならない。
 - (3) 事業者は、市又は市の指定する第三者に本事業の運営が引き継がれるまでに、市又は市の指定する第三者によって行われる事業や施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力しなければならない。
 - (4) 事業者は、市の指定する日までに事業者が有する財務及び運営、技術（知的財産を含む第三者の使用許可が不要なライセンスや本事業に必要なマニュアル等を含む。）に関するすべての最新文書を市又は市の指定する第三者に電子媒体（市又は市の指定する第三者が必要とする場合にはハードコピーも含む。）で送付しなければならない。
 - (5) 事業者は、次条の定めに従い、事業者が保有する本公共施設及び資産の引渡及び譲渡等を実施しなければならない。
- 2 事業者は、事業期間の満了日の【3】年前の応当日までに、要求水準書及び本事業計画に基づき、事業引継計画を作成し、市又は市が指定する第三者の承諾を得なければならない。
 - 3 前項に規定する事業引継計画の様式及び記載事項等については、市が別途指定する。
 - 4 事業者が、事業引継計画の内容を変更しようとする場合は、市と協議し、あらかじめ市又は市が指定する者の承諾を受けなければならない。

第 2 2 条（本基本契約終了による本公共施設等の取扱い）

S P C は、事業期間の満了日又はそれ以降の市が指定する日に、本公共施設を、本件提案及び募集要項等において求められる要件を充足する状態で、市又は市の指定する第三者に引渡さなければならない。市は、本項の引渡しに際し、何らの支払義務も負わない。

- 2 本公共施設に係る事業の実施のために、事業者が保有する資産は、事業者の責任において処分しなければならない。ただし、市又は市の指定する第三者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産を市又は市の指定する第三者に売却しなければならない。当該資産の売却

価格は、売却時点における時価を基礎に事業者と市又は市の指定する第三者が協議の上で決定する。

- 3 前項に基づき事業者が保有する資産の買取りが行われる場合には、事業者は、当該資産を引渡すまで、善良な管理者の注意義務をもって保管するものとする。また、前項に基づき当該資産の買取りが行われる場合において、市又は市の指定する第三者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産に関連して自らが締結している契約を市又は市の指定する第三者に承継するために必要な措置を取るものとする。
- 4 市又は市の指定する第三者は、第 1 項の規定により引き渡された本公共施設又は第 2 項の規定により市又は市の指定する第三者が買い取った資産に契約不適合（本公共施設又は当該資産における契約不適合とは、本公共施設又は当該資産が本件提案又は募集要項等において求められる要件を充足していない場合をいう。また、第 2 項の規定により市又は市の指定する第三者が買い取った資産における通常使用に係る経年劣化は契約不適合に該当しない。以下本項において同じ。）が発見された場合、速やかに事業者に通知する。この場合、市又は市の指定する第三者は、本公共施設又は当該資産の所有権を取得した日から 1 年以内に当該通知を行った場合に限り、相当の期間を定めて、当該契約不適合の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 5 S P C は、事業期間の満了日以降、本既存施設を、定期建物賃貸借契約に基づいて市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない。
- 6 S P C は、事業期間の満了日以降、本事業用地を、事業用定期借地権設定契約に基づいて市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない。

第 2 3 条（事業期間中の本基本契約の解除又は終了の場合における前二条の適用）

事業期間中に、次条ないし第 2 9 条（合意解除）に基づき本基本契約が解除又は終了した場合、前二条の規定につき、「事業期間の満了日」を「本基本契約の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、第 2 1 条（本事業の引継ぎ）柱書については、以下のよう
に読み替える。

「次条ないし第 2 9 条（合意解除）に基づき本基本契約が解除又は終了した場合、事業者は、市又は市の指定する第三者に本事業が円滑に引き継がれるよう、以下の内容を含む事業引継をしなければならず、本基本契約終了後合理的に必要な期間、引継に協力する義務を負うものとし、引継が完了するまでの間、自らの責任と費用負担で本事業を継続しなければならない。」

- 2 前項の場合において、事業者は、市又は市の指定する第三者による本事業の実施に協力するため、本基本契約が解除又は終了した後合理的に必要な期間、市又は市の指定する第三者から本事業にかかる業務の委託を受ける等の協力義務を負うものとし、市又は市の指定する第三者は、事業者に対して当該委託について相当な対価（ただし、第 2 4 条（市による本基本契約の解除）第 1 項に基づく解除又は終了の場合には、当該委託期間において市又は市の指定する第三者に帰属する本事業から生じる利益の額を上限とし、事業者が支出した合理的な実費のみを支払うものとする。）を、別途合意した日に支払うものとする。

第24条（市による本基本契約の解除）

市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、市の第37条に基づく事業者に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、市が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されない場合

(2) 事業者の責めに帰すべき事由により本基本契約の履行が不能となった場合

(3) 事業者が、破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手續又はこれらに類似する手續について事業者の株主総会又は取締役会等の意思決定機関でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされた場合

(4) 事業者が債務超過若しくは支払不能の状態に陥った場合又は銀行取引停止処分を受けた場合

(5) 正当な理由なく、事業者が本事業を放棄したと認められる場合

(6) 締結している本基本契約以外の特定事業契約等の一つでも市から解除された場合（ただし、第2項によって特定事業契約等が解除された場合を除く。）

(7) 本指定が取り消された場合又は事業者の責めに帰すべき事由により本基本契約以外の特定事業契約等の全部又は一部が締結されない場合

(8) 本事業の事業者選定手續に関し、優先交渉権者について、以下のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合

① 基本協定又は特定事業契約等に関し、構成企業のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）

第3条の規定に違反し、又は構成企業のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成企業のいずれか又は構成企業のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「構成企業等」という。）に対して行われたときは、構成企業等に対する命令で確定したものをいい、構成企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、基本協定又は特定事業契約等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- ③ 納付命令又は排除措置命令により、構成企業等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業の事業者選定手続が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成企業等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、本事業が、当該取引分野に該当するものであるとき。
- ④ 基本協定又は特定事業契約等に関し、構成企業のいずれか（その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定により本基本契約が解除された場合、市は、事業者の責めに帰すべき事由として特定事業契約等を解除することができる。
- 3 市は、特定事業契約等を継続する必要がなくなった場合又はその他市が必要と認める場合には、6か月以上前に事業者に対して通知することにより、特定事業契約等を解除することができる。
- 4 第1項の規定により本基本契約が解除された場合、事業者は、市に対して、市の指定する期限までに金●円【備考：違約金の金額は、2億円に、事業者の提案した収支計画における本事業開始後の平均売上高の4%を加算した額とします。】を違約金として連帯して支払わなければならない。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について事業者に対する損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、事業者による本事業計画に基づく本事業の全てが開始された後は、SPCのみが前項の違約金の支払義務を負うものとする。

第25条（事業者による本基本契約の解除）

事業者は、市が次の各号のいずれかに該当するときは、市に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、事業者の第37条に基づく市に対する損害賠償請求を妨げない。

- (1) 本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、事業者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されない場合
- (2) 市の責めに帰すべき事由により事業者による特定事業契約等の履行が不能となった場合
- (3) 締結している本基本契約以外の特定事業契約等が市の責めに帰すべき事由により事業者から解除された場合
- 2 前項の規定により本基本契約が解除された場合、事業者は、市の責めに帰すべき事由として特定事業契約等を解除することができる。

- 3 第1項又は前条第3項の規定により本基本契約が解除された場合には、市は、当該解除の事由により事業者が生じた損害を賠償するものとする。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によって発生した損害がある場合にはこれを除くものとする。

第26条（不可抗力による本基本契約の解除）

第16条（不可抗力）第3項に定める不可抗力により市による事業継続措置が行われる場合であって、同項に定める本事業の復旧スケジュールを決定できない場合、又は、決定されたスケジュールによること（若しくは、第16条（不可抗力）第4項で履行義務が免責された場合は、当該義務を再開すること）が不可能又は著しく困難であることが判明した場合、市又は事業者は、相手方に対し解除事由を記載した書面を送付して通知することにより、本基本契約を解除することができる。

- 2 市及び事業者のいずれも、前項による解除によって発生した損害については、自ら負担するものとする。

第27条（法令等の変更による本基本契約の解除）

法令等の変更（特定条例等変更を除く。）のうち、事業者にのみ適用され、他の者に適用されない法令等の変更であって、事業者に不当な影響を及ぼす、市以外の者が行う法令等の変更により、本事業の継続が不可能又は著しく困難であることが判明した場合、市又は事業者は、相手方に対し解除事由を記載した書面を送付して通知することにより、本基本契約を解除することができる。

- 2 市及び事業者のいずれも、前項による解除によって発生した損害については、自ら負担するものとする。

第28条（特定条例等変更による本基本契約の解除）

特定条例等変更（事業者の責めに帰すべき事由により当該特定条例等変更が行われた場合を除く。）により、本基本契約に基づく義務のうち全部又は重要な部分の履行が不可能となったときは、市又は事業者は、相手方に対し解除事由を記載した書面を送付して通知することにより、本基本契約を解除することができる。

- 2 前項によって本基本契約が解除された場合には、市は、事業者が生じた損害を賠償するものとする。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によって発生した損害がある場合にはこれを除くものとする。

第29条（合意解除）

市及び事業者は、合意により本基本契約を終了させることができる。この場合、本基本契約に別途定めるほか、解除の効果については市及び事業者の合意により決定する。

第30条（権利義務の譲渡の禁止）

市及び事業者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本基本契約上の地位及び権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。ただし、第10条第4項及び第5項の規定に従って、SPCが後継維持管理・運営企業候補者と維持管理・運営業務の再委託に係る契約上の維持管理企業及び／又は運営企業の地位の承継又は維持管理・運営業務の再委託に関する契約を締結する場合には、維持管理企業及び運営企業を除く事業者は、後継維持管理・運営企業候補者をして、維持管理企業及び／又は運営企業の本基本契約上の地位及び権利義務（既発生のもものは除かれるものとする。）を後継維持管理・運営企業候補者に承継させるものとし、市は、これに必要な合理的な協力を行うものとする。

第31条（著作権の帰属等）

市が特定事業契約等に基づき、事業者に対して提供した情報、書類及び図面等（市が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、市に帰属する。

第32条（著作権の利用等）

市は、成果物について、市の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本基本契約の終了後も存続するものとする。

- 2 市の指定する第三者が本事業を引き継ぐ場合及び市の指定する第三者が事業者の所有する資産を買い取る場合、前項の利用の権利及び権限は、本基本契約終了後、市の指定する第三者も有するものとする。
- 3 事業者は、市（前項における市が指定する第三者を含む。）が成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作者をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は市が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、市又は市が委託する第三者をして、成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本基本契約終了後、本施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、特定事業契約等で別途定める場合及びあらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 成果物及び本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設に著作者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

第33条（著作権等の譲渡禁止）

事業者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び本施設にかかる著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。

第34条（第三者の有する著作権の侵害防止）

事業者は、成果物及び本施設（事業者が整備等を行った部分に限る。以下本条において同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。

2 事業者は、成果物又は本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第35条（第三者の知的財産権等の侵害等）

事業者は、特定事業契約等の履行にあたり、前条のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他の知的財産権（本条において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと及び事業者が市に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを市に対して保証する。

2 事業者が特定事業契約等の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は事業者が市に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して市又は市の指定する第三者に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、市又は市の指定する第三者に対して補償及び賠償し、又はこれらの者が指示する必要な措置を行う。ただし、事業者の当該侵害が、市の特に指定する方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

3 事業者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市が当該技術等の使用を指定した場合であって事業者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第36条（金融機関等との協議）

市は、必要と認めた場合には、本事業に関して、事業者に融資等を行う金融機関等との間で協定書を締結する。市がかかる協定書を締結する場合には、次の各号に掲げる事項を定める。

- (1) 市が特定事業契約等に関して事業者に損害賠償を請求し、又は特定事業契約等を終了させる際の金融機関等への事前通知及び金融機関等との協議に関する事項。
- (2) 金融機関等が事業者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての市との間で行う事前協議及び市に対する通知に関する事項。
- (3) 市による特定事業契約等の解除に伴う措置に関する事項。

- (4) 事業者が保有する権利及び資産に金融機関等が担保を設定し、又は行使する際の市との間で行う事前協議に関する事項。

第37条（損害賠償等）

本基本契約に別段の定めがある場合を除き、各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。ただし、この場合におけるいずれかの事業者の市に対する賠償義務については、他の事業者も連帯して責任を負うものとし、市は、事業者の全員に対して、市が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。

2 市又は事業者が、特定事業契約等に基づく支払いを遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払いが完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、南相馬市財務規則第102条第1項に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

3 市は、特定事業契約等に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を、法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。

第38条（本基本契約の変更）

本基本契約は、当事者全員の書面による合意がなければ変更することができない。

第39条（秘密保持等）

市及び事業者は、特定事業契約等又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、責任をもって管理し、特定事業契約等の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 市及び事業者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報（本事業に関する優先交渉権者の提案書類を、募集要項等記載の条件に従って公表する場合を含む。）

3 第1項の規定にかかわらず、市及び事業者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負担する者に必要な範囲で開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 市及び事業者が守秘義務契約を締結したアドバイザーに本事業に必要な限りで開示する場合
- 4 市は、前各項の規定にかかわらず、特定事業契約等又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 事業者は、特定事業契約等又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、市の定める諸規定を遵守するものとする。

第40条（誠実協議）

本基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合又は本基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

第41条（準拠法）

本基本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

第42条（管轄裁判所）

市及び事業者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、福島地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

（以下余白）

以上の証として、本基本契約を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年__月__日

(市) 福島県南相馬市

南相馬市長

(構成企業) (代表企業)

(構成員)

(構成員)

(構成員)

(協力企業)

(協力企業)

(S P C)

別紙 1 事業日程

- 1 設計業務
- 2 建設業務
- 3 維持管理・運營業務
- 4 既存施設改修運営事業
- 5 民間収益施設整備運営事業

別紙 2 事業者が行う業務

- 1 設計業務
- 2 建設業務
- 3 維持管理・運營業務
- 4 既存施設改修運営事業
- 5 民間収益施設整備運営事業

別紙3 モニタリング基本計画書